

印西市犯罪被害者等支援条例の概要

- 誰もが犯罪による被害に遭う可能性がある。
- 犯罪被害者等を支援する社会環境が不十分。
- 犯罪被害者等基本法の趣旨に沿った自治体による条例制定が求められている。

- 安心して暮らせる地域社会の実現に寄与
- 市、市民及び事業者の責務を明記
- 犯罪被害者等の悩みを聞く相談窓口の開設
- 犯罪被害者等に対する支援策の拡充

目的 (第1条)

犯罪被害者等基本法の趣旨を踏まえ、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにし、基本となる施策を定める。

◇定義 (第2条)

この条例における用語の意義を定めた。

◇基本理念 (第3条)

犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、適切に途切れることなく行われるものとする。犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することなく個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮する。

市の責務 (第4条)

市は、犯罪被害者等の支援策を策定し、実施する責務を有する。

市は、関係機関等と連携協力に努める。

市民等の責務 (第5条)

市民等は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、市等が行う支援に協力するよう努めること。

相談及び情報の提供 (第6条)

☆具体的な施策1

市は、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行う。

支援を総合的に行うための窓口を設置する。

市民等の理解の推進 (第7条)

☆具体的な施策2

市は、犯罪被害者等が抱えている問題等について市民等の理解を深めるため、啓発活動その他の必要な施策を行う。

民間支援団体等への支援 (第8条)

☆具体的な施策3

市は、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものに対して、情報提供や必要な支援を行うものとする。

見舞金の支給等 (第9条～第17条)

☆具体的な施策4

市は、犯罪行為により死亡した者の遺族又は傷害を受けた者に対し、見舞金を支給する。

<支給要件>

犯罪行為が行われた時に市民であった者
傷害が全治1月以上の加療を要する
警察に被害届を出すなど被害者確認ができるもの
国内における犯罪行為

<見舞金の種類>

遺族見舞金: 30万円

傷害見舞金: 全治1月以上3月未満 5万円
全治3月以上 10万円

<支給しないことができる場合>

被害者と加害者の間に親族関係があるとき
被害者にも責めに帰すべき行為があるとき
社会通念上適切でないと認められるとき

転居費用の助成 (第18条～第20条)

☆具体的な施策5

市は、見舞金の支給を受けることができる者で、犯罪行為による被害により引越しを余儀なくされた者に対し、転居に要した費用を助成する。助成の額: 5万円を限度

委任 (第21条)

施行に必要な事項は、規則で定める。

附則

施行期日～H29.4.1から適用

適用～見舞金及び転居費用に関しては、施行日以後の犯罪行為による被害について適用する。